

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 7 年 5 月 2 6 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター

所 長 林 靖 生

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 高速アミノ酸分析計 1 式
- (2) 調達物品の仕様等 仕様書のとおり
- (3) 入札条件 入札条件書のとおり
- (4) 納入場所 国立大学法人佐賀大学 本庄キャンパス
- (5) 納入期限 仕様書のとおり

2 入札参加資格及び条件に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 佐賀県の物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 購入物品の納品を確実に履行できる者であること。

3 入札手続き等に関する事項

(1) 担当部局

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝 114

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター 技術振興課

電話番号 0952-34-4413

電子メールアドレス kenkyuu@mb.infosaga.or.jp

(2) 入札条件書及び入札関連様式等の交付方法及び交付期間

令和7年5月26日（月）から6月9日（月）まで佐賀県産業イノベーションセンターのWebサイト（<https://www.infosaga.or.jp/>）に掲載するとともに、(1)の部局において随時交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。

(3) 仕様書等に対する質問書の受付等

ア 質問の受付期間は、令和7年6月9日（月）までとし、質問書（様式第7号）により電子メールで随時受け付ける。質問がある場合は、佐賀県産業イノベーションセンター技術振興課アドレス（E-mail: kenkyuu@mb.infosaga.or.jp）へ質問書を送信すること。

イ 質問に対する回答（質問内容含む）は、令和7年6月13日（金）までに佐賀県産業イノベーションセンターWebサイトに掲載する。

(4) 同等品について

ア 仕様書に掲載している物品以外で応札する場合は、令和7年6月9日（月）の午後5時までに、仕様を満たしていることがわかるカタログ等を添付の上、(1)あてに応札物品承認申請書（様式第6号）を直接持参又は郵送（同日時必着）し、承認を受けること。

イ 応札物品承認申請書に対する回答は、令和7年6月13日（金）までに佐賀県産業イノベーションセンターWebサイトに掲載する。

ウ 承認を受けていない物品での応札は無効となるので注意すること。

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届（様式第1号）、営業概要書（様式第2号）を令和7年6月9日（月）午後5時までに3の(1)の場所へ直接

持参し、又は郵送（同日時必着）すること。

なお、入札参加届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した入札辞退届（様式第5号）を書面で提出すること。

5 入札日時及び入札場所等

(1) 日時

令和7年6月16日（月）10時00分

(2) 場所

佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝 114

佐賀県産業イノベーションセンター 二階東会議室

(3) 入札方法

ア 入札者の直接持参又は郵送による入札。

イ 入札を郵送で行う場合には、外封筒に「高速アミノ酸分析計1式調達業務に関する入札書在中」と朱書きし、内封筒に入札書（様式第3号）を封入して簡易書留で郵送すること。また、令和7年6月13日（金）午後5時までに3の(1)に必着のこと。

ウ 代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式第4号）を提出すること。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項の規定に該当する場合は、同規定を準拠し、入札保証金の納付を免除する。

イ 佐賀県財務規則第115条第3項の規定に該当する場合は、同規定を準拠し、契約保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ク 1 人で 2 以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のないもの

コ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務

に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

オ 入札は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行い、かつ入札参加資格を有する者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(7) 詳細は、入札条件書による。